西郷村告示第　　号

西郷村奨学金返還支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和４年１０月１日

西郷村長　髙橋　廣志

西郷村奨学金返還支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本村における若者の定着を図り、地元就業を促進するため、大学等を卒業又は修了後に本村に定住して村内事業所等へ就業する者等で、在学中に奨学金の貸与（入学前の入学一時金を含む。）を受けていた者に対する補助金の交付に関して、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号。以下「規則」という。）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　（１）大学等　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（修業年限２年以上の専門課程に限る。）及び高等学校をいう。

　（２）奨学金　補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

　　 ア　独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金（以下「日本学生支援機構奨学金」という。）

イ　福島県奨学資金貸与条例（昭和27年福島県条例第58号）に規定する奨学資金（以下「福島県奨学資金」という。）

ウ　西郷村人材育成基金奨学資金貸付要綱（平成25年西郷村教育委員会告示第１号）に規定する奨学資金（以下「西郷村奨学資金」という。）

　（３）村内事業所等　本村に所在する本社、支社、支店、工場、事業所及び営農地等をいう。ただし、次の事業を営む事業所等を除く。

　　 ア　風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業に該当する事業

　　 イ　アに掲げるもののほか、村長が適当でないと認める事業

　（４）定住　本村の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

　（５）正規職員等　次のいずれかに該当する者をいう。

　 ア その雇用形態が次のいずれにも該当する被雇用者

　 (ア)　期間の定めのない労働契約を締結していること。

(イ)　所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。

　(ウ)　同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算出方法及び支給形態、賞与、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

　 イ 個人で農業その他自ら事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第３項に規定する事業専従者をいう。）

　 ウ　その他特別の事由により村長が特に認める者

（認定申請対象者）

第３条　第６条第１項に規定する村長の認定を申請することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１） 大学等を卒業又は修了し、在学期間中に前条第２号に規定する奨学金の貸与を受けた者

（２） 大学等を卒業若しくは修了し、村内に定住している者又は継続して定住することを予定している者

（３） 大学等を卒業若しくは修了し、村内事業所等に正規職員等として就業している者又は継続して就業を予定している者

（４） 補助金の交付を申請する初年度の末日時点における年齢が30歳未満の者

（５） 補助金の交付申請時において、奨学金の借入が終了し、かつ、奨学金の返還を行っている者又は補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する者

（６） 市町村民税等の滞納がない者

（７） 西郷村暴力団排除条例（平成24年西郷村条例第６号）第２条第２号の暴力団員又は同条第３号の暴力団員等若しくは西郷村が締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年西郷村告示第157号）第２条第６号の暴力団関係者に該当しない者

（補助金の額等）

第４条　奨学金の返還を支援するための補助金は、補助金の交付を申請する年度内に大学等の在学中に貸与を受けた奨学金を返還した年額及び入学時一時金貸与額を返還した年額以内の額とする。ただし、他自治体等から奨学金返還の助成を受けている、若しくは助成を受ける予定がある場合は、返還支援期間における他自治体等からの助成金相当額の金額を減額するものとする。

２　補助金の額は、次の表に掲げる奨学金の名称及び区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 奨学金の名称 | 区　分 | 補助金の額（単年度） |
| ○日本学生支援機構奨学金 | 大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校等 | 年度内に返還した奨学金の額（第二種奨学金の場合、利子分は除く。）と、180,000円とを比較して、いずれか少ない額 |
| ○福島県奨学資金 | 高等学校・専修学校 | 年度内に返還した奨学金の額と、63,000円とを比較して、いずれか少ない額 |
| 大学・短大・高等専門学校 | 年度内に返還した奨学金の額と、96,000円とを比較して、いずれか少ない額 |
| ○福島県奨学資金（入学一時金） | 大学・短大・高等専門学校 | 年度内に返還した奨学金の額と、100,000円とを比較して、いずれか少ない額 |
| ○西郷村奨学資金（入学一時金） | 高等学校・高等専門学校 | 年度内に返還した奨学金の額と、60,000円とを比較して、いずれか少ない額 |
| 大学院・大学・短大・専修学校 | 年度内に返還した奨学金の額と、100,000円とを比較して、いずれか少ない額 |
| ○西郷村人材育成基金緊急修学援助奨学資金 | 高等学校・高等専門学校 | 年度内に返還した奨学金の額と、60,000円とを比較して、いずれか少ない額 |
| 大学院・大学・短大・専修学校 | 年度内に返還した奨学金の額と、100,000円とを比較して、いずれか少ない額 |

３　複数の奨学金の貸与を受けている場合の補助金の額は、奨学金の名称及び区分ごとに算出した額を合計した額とする、ただし、奨学金の名称及び区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額を超えることはできない。

４　補助金の額には、奨学金の返還に係る利子相当額及び返還が遅れた場合における延滞利息分相当額は含めないものとする。

（支援対象期間）

第５条　支援対象期間は、最初に補助金の交付を受けた年度から起算して５年を限度とする。ただし、補助金の交付を受けている者が第３条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した日以後の期間は、村長が特別な理由があると認めるときを除き、返還支援対象としないものとする。

（認定申請）

第６条　この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、返還支援の要件を満たした日の属する年度の１１月３０日までに、西郷村奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定申請書（第１号様式）により、村長に申請しなければならない。

２　前項の申請にあたっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。　　　　（１）第４条第２項の表に掲げる区分の教育機関を卒業したことを証するものの写し

（２）奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するものの写し

（３）奨学金の借入残高を証するもの

 （４）住民票謄本の写し

（５）就業証明書（勤務地、雇用形態が確認できるもの）又は就業見込証明書

（６）就業先の企業の概要（個人事業主の場合は事業内容）を確認できる資料

（７）市町村民税の納税証明書

（８）個人情報取扱に関する同意書（第２号様式）

（９）その他村長が必要と認める書類

３　前項各号の書類のうち村長が当該事項について公簿等により確認できる場合は、添付を省略させることができる。

（交付対象者の認定）

第７条　村長は、前条第１項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、補助金の交付を受けることが適当であると認める者（以下「交付対象者」という。）を認定するものとし、その旨を西郷村奨学金返還支援事業補助金交付対象者認定通知書（第３号様式）により申請者へ通知するものとする。

２　村長は、補助金の交付を受けることが適当でないと認めるときは、その旨を西郷村奨学金返還支援事業補助金交付対象者不認定通知書（第４号様式）により申請者へ通知するものとする。

３　村長は、交付対象者に対し必要があるときは、条件を付すことができる。

（補助金の額の算定方法）

第８条　補助金の額は、第４条の規定により算出された額とする。ただし、交付対象者の責に帰すことができない事由によって、村内に定住し、かつ、村内事業所等に就業した期間がすべての交付対象期間に満たないときは、第４条の規定により算出された額を12で除し村内に定住し、かつ、村内事業所等に就業した月数を乗じて得た額とする。

２　補助金の額に、１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（期間の算定方法）

第９条　定住期間の算定に当たっては、本村の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とした日を期間算定の初日とする。定住の要件を満たさない月に1月に満たさない端数を生じたときは、これを合計し、その合計日数が15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上45日未満のときは、１月として計算し、45日以上のときは２月として計算する。

２　就業期間の算定に当たっては、村内事業所等に正規職員等として就業した日を期間算定の初日とする。１事業所での就業につき就業月及び離職月に１月に満たない端数を生じたときは、前項に準じて計算する。

３　補助金の額を算出する際に、定住期間と就業期間が相違する場合には、そのいずれもの要件を満たす期間とする。

（交付申請兼奨学金返還額確定報告）

第１０条　第７条第１項の規定による認定を受けた交付対象者は、認定を受けた年度の翌年度の６月３０日までに、補助金交付申請書兼奨学金返還額確定報告書（第５号様式）により、村長に提出しなければならない。

２　前項の提出にあたっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

　（１）奨学金返還額証明書類（申請した年度に返還した奨学金の額が確認できるもの）

　（２）住民票謄本の写し（申請日以降、変更があった場合）

　（３）就業証明書（申請日以降、変更があった場合）

（４）その他村長が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第１１条　村長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該審査に係る書類等の審査及び当該報告の内容を調査し、補助金交付の可否を決定し、西郷村奨学金返還支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第６号様式）により交付対象者に通知するものとする。

２　村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第７条第１項の規定による交付対象者の認定を取り消し、補助金を交付しないものとする。

　（１）第３条各号に定める条件に該当しなくなった場合

　（２）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

　（３）その他、村長が補助金を交付することが不適当と認めた場合

（補助金の交付）

第１２条　交付対象者は、前条第１項の決定に係る補助金を請求するときは、西郷村奨学金返還支援事業補助金請求書（第７号様式）を村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の請求を受領後、速やかに、交付対象者に補助金を支払うものとする。

（調査への協力）

第１３条　村長は、交付対象者が補助金を受けた後において、交付対象者の定住及び就業状況等に関して調査することができる。

２　交付対象者は、前項の調査に協力しなければならない。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。